

## 平成27年度第1回就労支援専門部会 議事概要

平成27年8月3日（月）15時～  
県庁議会棟4階第6委員会室

### 1 開 会

障害福祉課長あいさつ

### 2 議 題

#### (1) 部会長・副部会長選任

内藤委員を部会長、藤尾委員を副部会長に選出

#### (2) 報告事項

- ①第5次千葉県障害者計画について  
(事務局より資料に基づき説明)

#### (3) 審議事項

- ①障害者就業・生活支援センターの現状と課題  
(古川委員より資料に基づき説明)

○藤尾委員：千葉県内には、障害者就業・生活支援センターが16箇所設置されている。これは、全国で最も多い大阪府の18箇所に次ぐ数であり、千葉県内の障害者就業・生活支援センター事業は非常に進んでいるといえる。

しかし、千葉には地域ごとに異なる様々な問題がある。そこで鍵となるのは、就労移行支援事業所との連携だろう。就労定着支援の中で、障害者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所とが、それぞれどの役割を担うべきなのか、また、どの時期にどのような支援をするべきなのか明確にする必要がある。

特別支援学校との連携についても課題が挙げられていたが、これは特別支援学校の先生から企業へのアプローチの仕方の問題ではないかと思う。企業に対して、障害者が「雇われる」ための発信をするから、雇用の継続に結び付かない。雇用の質・あり方にまで言及し、障害者が「働き続ける」ための発信をしていくべき。

○與那嶺委員：資料の内、数字の若いものほど重要度の高いものであると思われる。

第5次障害者計画に示されている障害者就業・生活支援センターの相談実績及び今後の目標を見ると、1センター当たり年間でおよそ140人ずつ支援対象者が増えていくことが予想される。現状では職員1人がおよそ100人を担当しているようだが、支援の質を担保すると、果たして1人で何人まで担当できるものなのか。今後は、人を増やさないことには、支援の実施が困難になるだろう。このマンパワーの問題については、予算と一体的に議論する必要がある。

相談支援事業所との連携については、CAS（発達障害者支援センター）でも課題に感じている。発達障害に関する案件が何でもCASに回ってきてしまう。相談支援事業所とCASそれぞれができること、やるべきことを明確にする必要がある。これは障害者就業・生活支援センターにしても同じで、相談支援事業所でもできること、センターにしかできないことを明確にすることで、より円滑な連携が実現できるだろう。

○古川委員：数字の若いものほど重要度が高いというのは、その通りである。特に、1、2、3については最も重要視している。

○山口委員：障害者就業・生活支援センターへの予算やマンパワーの補てんは、現実的には難しいと思われる。だとすれば、今ある予算をより効率的に運用していくことが必要だろう。例えば、現行のように全センターに一律の予算を充てるのではなく、圏域ごとの支援対象者の多寡に応じて予算を弾力的に分配するなどの方法が考えられる。

就労移行支援事業所との連携については、就労移行支援事業所の責任や役割を明確にした上で、研修等により支援の水準を引き上げていくことが重要だろう。

○藤尾委員：案件が何でも障害者就業・生活支援センターに回ってきてしまうのは、センターが対応できない範囲を明確にしていなかったからでもある。相談に対して「できない」とは言えない事情もあるが、できないことも引き受けてしまうことの危険性は自覚しているところである。

千葉県内では、地域ごとに、社会的な資源の量に差がある。資源が充実している地域ではマネジメントに特化した支援が可能であるが、資源に乏しい、すなわち人口の少ない地域ではより多岐にわたる支援が必要となる。したがって、一概に、支援対象者数だけで各センターの仕事量は語れない

ところがある。

○辻内委員：マンパワーが不足する中で、障害者就業・生活支援センターは支援実務を担っていくのか、あるいは、情報提供等のコーディネートに専念するのか、位置づけ、役割を明確にする必要がある。

既存の就労移行支援事業所だけでは、どうしても合わない利用者が出てきてしまうが、そういった利用者の行き先を探したり、創出したりする上で、障害者就業・生活支援センターの役割は大きいと思われる。

○内藤委員：この就労支援専門部会は障害者総合支援法に基づくものであり、その母体である自立支援協議会の設立は障害者自立支援法に遡るが、障害者就業・生活支援センターの制度はそれ以前から存在していた。

第1回の就労支援専門部会で最初に取り上げた課題が、障害者就業・生活支援センターを中心として、いかに障害者の一般就労を増やしていくかということであった。障害者就業・生活支援センターに対する期待は依然として大きい。今後、センターにしかできないことは何であるのか明らかにして、センターのあるべき姿について考えていきたい。

○山口委員：障害者就業・生活支援センターは現在、単年度で委託を受けている。したがって、予算を年度ごとに使い切らなくてはならない。センター側からすれば、これは使いづらい。より県民の生活に資する予算執行のあり方を考えなくてはならない。

○古屋課長：意見を基に対処を検討し、国に働きかけていく。

## ②平成28年度重点事業（案） （事務局より資料に基づき説明）

○内藤委員：第5次千葉県障害者計画においては、今後の施策の方向性として8つの項目が挙げられている。このうち、この就労支援専門部会で議論していくべきは、「障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実」に関することである。これを踏まえて、平成28年度においてどのような施策に取り組むべきかについて議論したい。

○古屋課長：重点事業に挙げている、「障害者の工賃アップのための事業」については、昨年度に共同受注窓口の設置を検討していたが、今年度は予

算がつかなかった。今年度も引き続き、来年度の予算獲得を目指している。

○山口委員：昨年度報告を受けた「障害者の工賃アップのための事業」においては、工賃アップが実現しなかった。今年度も3,200万円が充てられているが、予算の使い方としては疑問が残る。委託先である障害者就労事業振興センターがどのような取組を行っていくのか、方針を明らかにして、実績を出していかなければならない。

○中村委員：就労移行支援事業所から企業への関わり方について、課題とされている部分がある。その中で、成田市に注目している。成田市は財源が豊かであり、企業が多い。すなわち、就労のチャンスに恵まれた地域である。就労のチャンスを求める障害者と雇用のチャンスを求める企業とのWIN-WINの関係を施設外就労等の取組を通じて構築するためのプロジェクトを成田近郊にて検討し、予算獲得のための働きかけを現在進めているところである。

○阿部委員：千葉県において、障害者就労事業振興センターの役割は大変重要であると思う。優先調達取組において、官公庁から受ける仕事は大口のものが多く、各施設が単独で受注するのは困難であるが、共同受注窓口設置の取組によって、その問題が解消できると思われる。他に、セルフセンターのない千葉県においては、商品開発等にも貢献すると思われる。振興センターの今後の活躍に期待している。

○寺井委員：国や自治体による優先調達の取組はなかなか進んでいないようであるが、その中で、八王子市が2億円を超える優先発注を行っている。例えば、廃棄物処理場のプラスチック回収センターの業務を1億数千万円で発注している。障害者雇用の推進のためには、公的機関からの発注は不可欠であると思う。

もうひとつ、好例として、岡山県総社市の「障がい者千人雇用」の取組がある（平成23年度から27年度までの5年間で1,000人の障害者雇用を目指すもの）。現在、850人以上の雇用を達成し、実現の見込みは高い。このような市町村等の取組に、特例子会社として協力していきたい。

現在、特例子会社を対象としたワークフェア等の取組を検討している。今後は、特例子会社の技術力を生かして、就労継続支援A型・B型事業所と共同での受注等を行っていきたい。

○山田委員：企業支援員事業においては、各障害保健福祉圏域に企業支援員1名を配置しているとのことだが、それでは十分でない。現状では、障害者雇用促進法に定める雇用率を達成していない企業が半数以上を占めている。話題に挙げられた成田市においても、確かに雇用の場は多いのだが、障害者のための雇用の場は少ない。企業の理解が進んでいないのだといえる。このような状況下で、障害者一人ひとりの障害特性について、企業の理解を得るためには、より充実した体制を整える必要がある。このことは、障害者就業・生活支援センターのマンパワー不足の問題の解決にもつながるだろう。

○古川委員：「就労継続支援事業への対応」、「就労移行支援事業所への対応強化」には力を入れる必要がある。こここのところ気になっているのが、営利目的での就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所の開設を勧誘する広告のことである。実際にこのような広告を目にして事業所を開設した事業者と意見交換の機会を持ったが、法律や条例に定める基準や自身の事業所の実情等を知らないことが多い上、経験者がほとんどいない。こういった事業所の職員の質を上げるための対応を強めていかなければならない。

### ③就労移行支援事業所への調査（案） （事務局より資料に基づき説明）

○辻内委員：資料4の就労実績については、ハローワークや障害者就業・生活支援センターを利用したのか、事業所が直接企業とやり取りしたのか、等の内訳が分かると、事業所の外部との連携の度合いが分かってよい。  
また、離職者については、離職後の行先や対応別に内訳が分かるとよい。

○藤尾委員：資料4の離職者については、障害種別が分かった方が、実情をより詳しく把握することができる。

「(4) 支援プログラムについて」は、資料5に同様の内容があるため、個別に実施するのであれば、項目を見直す必要がある。

「(5) 課題について」は、事業所の運営に関する課題、就職時の課題、就職後の課題等、場面ごとに分けた方が分かりやすい。

○與那嶺委員：資料4のタイトルを変更した方がよい。事業所が、何を聞か

れているのか分かりやすいように、テーマを列記した方がよい。

「(1) 事業所について」は、「発達障害者数」の項目を追加した方がよい。

資料4と資料5には、いずれも就労移行支援事業所が対象であり、同様の項目が複数含まれているので、事業所にとって負担とならないように配慮する必要がある。

資料5の「Ⅱ. 問3」は、該当欄にチェックするだけのものであり、事業所の負担は軽いと思われるので、より項目を充実させることで、事業所が回答を通じて気づきを得られるという効果も期待できる。

○内藤委員：資料5の「Ⅱ. 問1」は、支援プログラムを列挙し、その実施の有無を問うものであるが、同一の事業所においても、回答者によって回答内容が異なってしまう可能性があるため、配慮すべき。また、同項目の事業を実施する場合でも、提供人数の多寡、指導者の資格保有状況等により差異が生じるので、そのような情報も明らかにするとよい。

調査票については、後日有志の委員を集めて、作業会等を実施して、さらに検討する必要がある。

○武田委員：資料4の「(5) 課題について」は、おそらくすべての項目に該当する事業所が多い。事業所の負担は大きくなるかもしれないが、自由記述欄を設けて、それぞれの課題に対してどのような対策を講じたのか明らかにしなければ意味がない。

○山口委員：資料4の「(1) 事業所について」において、管理者やサービス管理責任者の経歴等の情報を明らかにした方がよい。

### 3 閉 会

(事務局より連絡)

- ・ 次回の開催については後日メールにて連絡する。